

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型コロナウイルス感染症経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）における
取り扱いについて（注意喚起）

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部長から別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ）について、県内の医療機関及び薬局において誤った方法での処方が確認されており、誤りが起こりやすい事例について下記のとおり示されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知くださいますよう、よろしく申し上げます。

【事例1】

登録センターに登録していない医療機関が登録薬局に院外処方を出してしまった。

⇒薬局が登録していても、院外処方する医療機関が登録していなければ処方することはできません。

【事例2】

登録医療機関の医師が、未登録の診療所（登録医療機関の系列の診療所）から院外処方を出してしまった。

⇒医師が登録医療機関の所属でも、処方する医療機関が登録済みでなければ、処方を出すことはできません。

【事例3】

院内患者に対し、登録薬局から譲渡されたラゲブリオを院内処方してしまった。

⇒国の管理する薬のため、医療機関や薬局間の譲渡はできません。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

4 薬号外
4 感号外
令和4年(2022年)8月30日

一般社団法人長野県医師会長 様
一般社団法人長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ)における
取り扱いについて(注意喚起)

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、県内の医療機関及び薬局において誤った方法での処方が確認されました。

つきましては誤りが起こりやすい事例として御了知いただくとともに、貴会員への周知について御配慮願います。

【事例1】

登録センターに登録していない医療機関が登録薬局から院外処方を出してしまった。

※薬局が登録していても、院外処方する医療機関が登録していなければ処方することはできません。

【事例2】

登録医療機関の医師が、未登録の診療所(登録医療機関の系列の診療所)から院外処方を出してしまった。

※医師が登録医療機関の所属でも、処方する医療機関が登録済みでなければ、処方を出すことはできません。

【事例3】

院内患者に対し、登録薬局から譲渡されたラゲブリオを院内処方してしまった。

※国の管理する薬のため、医療機関や薬局間の譲渡はできません。

薬事管理課 薬事温泉係
(課長) 小池 裕司(担当) 疋田 晃典
電話: 026-235-7157(直通)
ファクシミリ: 026-235-7398
E Mail: yakuj i@pref. nagano. lg. jp

感染症対策課 感染症対応担当
(課長) 大日方 隆(担当) 内田 亮
電話: 026-235-7148(直通)
ファクシミリ: 026-235-7334
E Mail: kansen@pref. nagano. lg. jp